(ゴシック体は電波監理審議会への必要的諮問事項)

	(ニジ・ングに言い思理を言語をして)が見由言問言(エジ
改 正 案	<b></b>
(特定無線設備等)	(特定無線設備等)
第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとお	第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりと
シャ か。	₩°°
~十 6  6   (器)	~+  6   6   (恒十)
十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備	
+   6     ~ +   6 大 6     ( 盤 )	+16三~+16六6三 (同上)
十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチッ	
<u> </u>	
十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒	
一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのも	
<u>6</u>	
ナーのカ~ナーの十の川 (器)	+16カ~+16+6川 (恒七)
十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に	
おいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する	
ための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチッ	
<u> </u>	

<u>チップのもの</u> ための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガおいてその無線設備の条件が定められている基地局に使用する十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項に

+16+1~+16川+ (器)

るための無線設備 においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用す 十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項

るための無線設備 においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用す 十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項

+ | 6 | 1 + | ~ | 4 + | (器)

り砂のもの 地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミ項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五

り砂のもの 地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五ミ項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六

田十川・H十回 (器)

地局に使用するための無線設備項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基面上四の二 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五

項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六

+ | 6+ | ~+ | 6 | 1+ ( 恒 4 )

+ | 6 | 1 + | ~ 日 + | ( 回 4 )

五十三・五十四 (同上)

#### 地局に使用するための無線設備

田十H~
(器)

(留)

(登録の申請)

、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。第三条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けようとする者は

のとする。に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するも2 法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施

」 ◇ 囙 (盤)

とおりとする。 3 法<u>第三十八条の二の二</u>第三項の総務省令で定める書類は、次の

」~< (容)

(登録証明機関の登録の更新)

らない。 満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければな録証明機関」という。)の登録の更新の申請は、登録の有効期間第四条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けた者(以下「登

23 (器)

(技術基準適合証明の審査等)

継六条 (器)

ひ・の (魯)

4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとす

五十五~六十二 (同上)

0 (恒刊)

(登録の申請)

式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。第三条 法第三十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、様

する。する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとり、法第三十八条の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関

」~□ (匝山)

りとする。 3 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとお

|~< (區山)

(登録証明機関の登録の更新)

い。 前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならな明機関」という。)の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了第四条 法第三十八条の二第一項の登録を受けた者(以下「登録証

20 (區刊)

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (同上)

ひ・の (恒山)

4 登録証明機関は、法第三十八条の大第二項の報告をしようとす

大臣に提出しなければならない。るときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務

| 〜 代 (盤)

の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号 同 技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の六第三項の届

| ~| 1 ( と)

- 明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証り 技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定
- 者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた「法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(

∞ (容)

■を総務大臣に報告しなければならない。 という。)に適合していないことを知ったときは、直ちに、そのた特定無線設備が法第三章に定める技術基準(以下「技術基準」の 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受け

(公示)

継十六条 (器)

を総務大臣に提出しなければならない。るときは、汝の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書

|~代 (恒山)

- の氏名又は名称に限る。) について行うものとする。 項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者 □ 法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同
- ればならない。 げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなけ項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四図 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準

| ~||| (區刊)

- ものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。- 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼす
- ∞ (匝山)

(公宗)

第十六条 (同上)

他の適切な方法によって行う。2 法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その

(工事設計認証の審査等)

継十九殊 (器)

ひ・の (盤)

ればならない。 げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなける法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用す

(盤) 汁~ (

ならない。 事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければ第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる業者」という。)は、法第三十八条の二十九において準用する法 は、法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者(以下「認証取扱

| 〜|1| (盤)

は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行士八条の大第三項の規定により届出を行わなければならない期間
 日記証取扱業者が法第三十八条の二十九において準用する法第三

他の適切な方法によって行う。 3 法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その

(工事設計認証のための審査等)

**ж**十九条 (巨刊)

2・8 (恒山)

しなければならない。 号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出る法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の存す。登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用す

1~六 (恒山)

- 。) について行うものとする。事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る大第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる」、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の
- いを終了しているときは、この限りでない。 古に提出しなければならない。 満なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大 第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があったときは、選 て検査を最後に行った日から起算して十年を経過するまでの間、 業者」という。)は、<u>認証工事設計に基づく特定無線設備につい</u> は第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者(以下「認証取扱

|~|1| (區刊)

つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

る。) について行うものとする。 る事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げて法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の

∞ (盤)

- い。つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならなに基づく適合表示無線設備が技術基準に適合していないことを知り、登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計
- | <u>ればならない。</u>| | いことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなけ| | 取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していな| | | 認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証

(公長)

な方法によって行う。 十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切第二十二条 法第三十八条の二十四第三項において準用する法<u>第三</u>

22 (器)

(承認の申請)

継川十川(株 (器)

施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載する二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の

∞ (匝刊)

の旨を総務大臣に報告しなければならない。 技術基準」という。)に適合していないことを知つたときは、そに基づく適合表示無線設備が法第三章に定める技術基準(以下「9 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計

(公示)

な方法によって行う。 <u>十八条の六第三項</u>の公示は、インターネットの利用その他の適切第二十二条 法第三十八条の二十四第三項において準用する法<u>第三</u>

2 (巨山)

(承認の申請)

第二十三条 (同上)

関する計画を記載した書類には、汝に掲げる事項を記載するもの||第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に||3、法第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u>

ものとする。

」 ◇ 囙 (盤)

| ~十| (略) ||の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。 ||の二第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u>

(技術基準適合証明の審査等)

迷二十 用 体 (器)

ひ・の (盤)

ればならない。げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなける法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用す

一~ヾ (容)

号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六人条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の 同 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、<u>法第三十</u>

| ~|1| (盤)

条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規例 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八

かかる。

」~□ (匝山)

||第三項の総務省令で定める書類は、汝のとおりとする。 3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法<u>第三十八条の</u>

|~十| (匠刊)

(技術基準適合証明<u>のため</u>の審査等)

第二十 (同上)

ひ・の (恒山)

しなければならない。 号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出 る法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の存 4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用す

1~六 (區山)

- 限る。) について行うものとする。 事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に大第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の
- ればならない。
  げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなけ項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、次に掲適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四

  6
  承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準

|~|1| (區刊)

証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合

に限る。)について行うものとする。 る事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称 大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げ 、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の

∞ (盤)

ばならない。ことを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなけれ 基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していない。承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術

(公示)

継川十川然 (器)

よって行う。 | 大第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の

(工事設計認証の審査等)

器川十川(株 (器)

ひ・の (器)

ればならない。げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなける法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用す

( ( ( )

内容を公示するものとする。 五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の了 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第

∞ (匝刊)

(公形)

第三十二条 (同上)

よって行う。 | 大第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の

(工事設計認証のための審査等)

海川十川条 (叵刊)

2・8 (匝山)

臣に提出しなければならない。 、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大る法第三十八条の六第二項に規定する報告をしようとするときは4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用す

[ [ [ ]

- → 下事設計器証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
- は名称 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又

(盤) 外~回

| ~|1| (空)

- 経過するまでの期間とする。 特定無線設備について検査を最後に行った日から起算して十年をより届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定に の
- る。) について行うものとする。 る事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限大第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げ 、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の

∞ (魯)

- 二 認証工事設計に基づく特定無線設備の種別
- 三 認証工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称

四~六 (同上)

- 。) について行うものとする。事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る大第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる」、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の
- でない。 し、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限り様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。 <u>有に変更があったときは、遅滞なく</u>、次に掲げる事項を記載した て十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事 に基づく特定無線設備について検査を最後に行った日から起算し ● 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、<u>認証工事設計</u>

| ~|1| (恒山)

ものである場合には、その変更の内容を公示するものとする。了 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼす

∞ (፲፰᠘)

を総務大臣に報告しなければならない。 技術基準に適合していないことを知ったときは、直ちに、その旨より当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備がの三十一第六項にないて準用する法第三十八条の二十六の規定に の 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条

(公形)

第三十八条 (略)

よって行う。 大第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に2 法第三十八条の三十一第大項において準用する法第三十八条の

(後温染)

第三十九条 (略)

ひ~~ (器)

総務大臣に提出しなければならない。するときは、狄に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を」という。)は、法第三十人条の三十三第五項の届出をしようと、法第三十人条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者

| ~|1| (盤)

の~ 0. (零)

基づく特別特定無線設備について検査を最後に行った日から起算わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計には、法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行

(公形)

第三十八条 (同上)

よつて行う。 | 大第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法に2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の

(海温)

第三十九条 (同上)

○~~ (同山)

| 石係る届出にあっては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限総務大臣に提出しなければならない。| ただし、同条第三項第五号するときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を」という。)は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようと法第二十八条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者

|~||| (區刊)

の~ ○ (匠刊)

基づく特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に1 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行

して十年を経過するまでの期間とする。

#### (零)

ならない。とを知ったときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければが表示を付した特別特定無線設備が技術基準に適合していないこ词 届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者

条関係) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五

うものとする。
 技術基準適合証明のための審査は、次の掲げるところにより行

(器) (2) (2)

#### ② 特性試験

に適合するものであるかどうかについて審査を行う。申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準

って試験を行う。 等以上の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の三の欄に掲げる測定器ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の二の欄に

							田		华-	沂	熊領	常验	征	6	種	別			
置 ※ 11	111	<b>巡</b> 他 雅	) 坐 》	一第条二第	( と と と と と と と と と と と と と と と と と と と	一第条二第	一第条二第	( 留 )	一第条二第	<u>《</u>	)	一第条二第	<u>《</u>	(略)	一第条二第	条	)	<b>※</b> ※	<del>  別</del>

2 (司上) 線設備の製造又は輸入を終了しているときは、この限りでない。 して十年を経過するまでの期間とする。<u>ただし、当該特別特定無</u>

条関係) 別表第一号 技術基準適合証明のための審査(第六条及び第二十五

[ [ [ ]

⊕・② (區山)

(區山)

下 (區山)

					E	特 定	無線設備	伽の種別		
置業	11 試鑑鬥皿	111	<b>三世</b>	( 国 丁 )	) (區刊	) (區刊	) (區刊	) (區刊	) (區斗	( 三 二 )

			備設線無の三の二の号一十第項	備翌 独田 の 回 の 立 の 古 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日 の 日	数線派の回の大の中一十部後舗の下の大の中一十		備設線無の四の十の号一十第項	備設線無の五の十の号一十第項	五三二三三三五三五三五三五三五三五三三五三三三三三三三三三三三三三三三三三三	<u>段 核 期 の 一 の 十 一 の 内 一 十 角</u> <u> </u>		設線無の二の号二十五	備設線無の三の号二十五第項	回一の単隊に	の三の号四十五	
	周波数	ペクトル分析器周波数計又はス	0	C	0	)	0	0	(	) C	)	0	0	C	0	
	幅占有周波数带	よな なな なな なな なな なな なな なる ない ない ない ない ない ない ない ない ない ない	0	_	) C	)	0	0	(	) C	))	0	0			
郑	射の強度 射又は不要発 スプリアス発	次はよったとなり、 スはスペクトル プリアス電力計 低周波発援器な計	0	C	00	)	0	0	(	) C	)	0	0			
置装信	空中線電力	ペクトル分析器度測定器又はス電力計、電界強	0	C	) C	)	0	0	(	O C	)	0	0	C		
	<b>光</b>	置比吸収率測定装														
	又は変調度は周波数偏位周波数偏移又	調度計線検波器又は変低周波発振器直														
	シス特性 プレエンファ	線検波器低周波発振器直														
	搬送波電力	ペクトル分析器低周波発振器ス														

	周波数	ペクトル分析器周波数計又はス				
	罩	ル分析器 タ又はスペクト生器バンドメー 生器バンドメースは擬似信号発 擬似音声発生器				
判		分析器又はスペクトルプリアス電力計低周波発振器ス				
置装信	空中線電力	ペクトル分析器度測定器又はス電力計、電界強				
		置比吸収率測定装				
		調度計線検波器又は変低周波発振器直				
	シス特性プレエンファ	線検波器 低周波発振器直				
	搬送波電力	ペクトル分析器低周波発振器ス				

		低周波発振器電												
	音総合歪及び雑性	音計 線検波器歪率雑 低周波発振器直 力計												
		又はスペクトル オシロスコープ												
	い電力は帯域外漏え漏えい電力又	分析器 又はスペクトル 力測定用受信機 低周波発振器電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	1	分析器又はスペクトルフはスペクトルク測定用受信機低周波発振器電								0	0	$\bigcirc$	0	
	送信速度	シロスコープ低周波発振器才	0	0	$\bigcirc$	0	$\bigcirc$							
	度る電波等の限副次的に発す	分析器又はスペクトル電界強度測定器	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	感度	率雑音計 レベル計又は歪標準信号発生器												
赵	通過帯域幅	計周波数計レベル標準信号発生器												
置装信	減衰量	計周波数計レベル標準信号発生器												
	フスポンス スプリアス・	率雑音計レベル計又は歪標準信号発生器												
	選択度隣接チャネル	ロスコープベル計又はオシ準信号発生器レ低周波発振器標												

	性総合周波数特	力計低周波発振器電				
	音総合歪及び雑	音計 線検波器歪率雑 低周波発振器直				
		分歩器 又はスペクトル				
	漏えい電力又	次はよったよろりたけのでは、スはスペクトルクトルを担任用受信機と関数を振器機				
		分标器 又はスペクトル 力測定用受信機 低周波発振器電				
	送信速度	シロスコープ低周波発振器才				
	度る電波等の限副次的に発す	分析器又はスペクトル電界強度測定器				
	感麼	率雑音計 レベル計又は歪 標準信号発生器				
河区	型 全 非 学 国	計周波数計レベル標準信号発生器				
置装信	減衰量	計 周波数計レベル 標準信号発生器				
	フスポンス スプリアス・	率雑音計レベル計又は歪標準信号発生器				
	選択度隣接チャネル	ロスコープベル計区はオシ準信号発生器と低周波発振器標				

感度抑圧効果	レベル計標準信号発生器									
相互変調特性	率雑音計 レベル計又は歪 標準信号発生器									
周波数変動局部発振器の	周波数計									
	線検波器 低周波発振器直									
音総合歪及び雑	歪率雑音計 標準信号発生器									

洪 1 ~ 6 ( と )

イ・ウ (路)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に 使用するための無線設備の工事設計書

感度抑圧効果	レベル計標準信号発生器				
	率雑音計 レベル計又は定 標準信号発生器				
周波教変動局部発振器の	周波数計				
	綠検波器 低周波発振器直				
	歪率雑音計 標準信号発生器				

(同上) (同上) (同上) 注し~ 2 (同上)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局(PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若しくは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無

線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元 接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局 、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための 通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携 帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・ 周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信 等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携 帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直 交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通 信等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38 号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若し くは第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、 PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若 しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、 同項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第 27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同 項第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する 基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に 規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行 う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交 周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無 線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定 する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移 動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行 う無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広 (図略)

#### 注1 (略)

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(1) · (2) (略)

(3) 無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該許容値が異なる1 又は2以上の空中線を使用するときは、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X7W 20W (17dBi) 3.2W (25dBi)

 $3 \sim 7$  (略)

- 8 3の(2)の欄は、次によること。
- (1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号、第20号の2、第49号、第51号区は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(同左)

注1 (同左)

2 (同左)

- (1)・(2) (同左)
- (3) 第2条第1項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる 無線設備の空中線電力の許容値が異なる1又は2以上の空中 線を使用する場合にあつては、当該許容値ごとにその最大空 中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載す ること。

(記載例) X7W 20W (17dBi) 3.2W (25dBi)

 $3 \sim 7$  (同左)

- 8 (同左)
- (1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、Gis(絶対利得)で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第20号、第20号の2、第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備(第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

(2)(略) (2)(同左)  $9 \sim 12$  (略) 9~12 (同左) 第二~第六 (略) 第二~第六 (同左) 様式第1号(第3条、第4条及び第23条関係) 様式第1号(第3条、第4条及び第23条関係) 登 登 登録更新 申請書 登録更新 申請書 承 年 月 承 年 月 総務大臣 殿 総務大臣 殿 郵便番号 郵便番号 住 所 所 (ふりがな) (ふりがな) 名(法人にあつては、名称 氏 名(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名。記 及び代表者の氏名。記 名押印又は署名) 名押印又は署名) 電話番号 電話番号 登録番号及び登録年月日(注1) 登録番号及び登録年月日(注1) 第38条の2の2第1項の登録 第38条の2第1項の登録 電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記 電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記 第38条の31第1項の承認 第38条の31第1項の承認 のとおり申請します。 のとおり申請します。 記

 $1\sim5$ 

(略)

 $1\sim5$ (同左) 日

#### $注 1 \sim 7$ (略)

様式第6号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(略)

第38条の6第3項

電波法 第38条の29において準用する同法第38条の6第3項

第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第3項 第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第3項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係) (略)

注 $1\sim3$  (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV
第2条第1項第11号の2の3に掲げる無線設備	<u>D T</u>

注1~7 (同左)

様式第6号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(同左)

第6条第6項

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

] <u>第17条第6項</u> <u>第25条第6項</u> 第33条第6項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(同左)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係) (同左)

注1~3 (同左)

4 (同左)

特定無線設備の種別	記号
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV

(略)	(略)
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	ZV
第2条第1項第11号の6の4に掲げる無線設備	<u>E T</u>
第2条第1項第11号の6の5に掲げる無線設備	FT
(略)	(略)
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	BU
第2条第1項第11号の10の4に掲げる無線設備	<u>G T</u>
第2条第1項第11号の10の5に掲げる無線設備	<u>HT</u>
(略)	(略)
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	ΙU
第2条第1項第11号の20の2に掲げる無線設備	<u>I T</u>
第2条第1項第11号の20の3に掲げる無線設備	<u>ЈТ</u>
(略)	(略)
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	JV
第2条第1項第52号の2に掲げる無線設備	<u>KT</u>
第2条第1項第52号の3に掲げる無線設備	<u>LT</u>
(略)	(略)
第2条第1項第54号に掲げる無線設備	LV
第2条第1項第54号の2に掲げる無線設備	MT
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	<u>NT</u>
(略)	(略)

(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	ZV
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	BU
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	ΙU
(同左)	(同左)
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	J V
(同左)	(同左)
第2条第1項第54号に掲げる無線設備	LV
(同左)	(同左)

(別紙)

# (新) 別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

1 1枚目

1 1/04									
無線局事項書	及び工事設計書	r Î			※ 整理	番号 			
1 申請(届出)の区分 □ [	開設 □ 変更 □ 再免許	2 無線局の種別コード		3 包括免許の番号			4 欠格事由		□有□無
5 最大運用数			6 無線設備を設置し	ようとする区域			-	-	
7 開設、継続開設又						9 包	9 包括免許の年月日		
は変更を必要とする 理由						10 包	活免許の有効期間		
		法人又は	は団体			11 希望	望する包括免許の有効期間		
申名	フリガナ						初の包括免許の年月日		
清 又 □法人 <u>姓</u>	代表者名 : フリガナ 名 フリガナ						用開始の予定期日	□ 免許の日 □ 日付指定 □ 免許の日	·
届 名 □団体 <del>注</del> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						14 無清	線局の目的コード		
フリガナ									
名	町村コード					<u>15</u> 通信の相手方			
等 郵 便 番 号	_	電話番号							
16 電波の型式並びに希望 する周波数の範囲及び空 中線電力									
	郵便番号	フリガナ							電話番号
<u>17</u> 包括免許人の事務所	_	都道府県-市区町村二							
	無線設備の規格コード						の証明の有無		
	ボが以岬のが付っ一下	定格出力		発射可能な	電波の型式	大及び周	波数の範囲		技術基準適合証明の有無
<u>18</u> 工事設計									□有□無
		_							
19 備考									

2 2枚目(特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)に限る。)

	<u>20</u> 無線局の区別	※ 整理番号	
<u>21</u> 最 大			
運用数			
最大運用数に係る計画等			
計画等			

3 3枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局に制御され、又は監理される場合に限る。)

			<u>22</u> 無線局の区別	※ 整理番号	
23 外国の人工衛星の軌道又は位置					
24 通信の相手方となる人工衛星局 の使用可能期間					
25 人工衛星の位置、姿勢等の制御 を目的とする地球局に関する事項					
26 人工衛星局の通信の相手方であって陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項					
<u>27</u> 通信の制御に関する事項					
<u>28</u> 業務区域	基本コード [         基本コード [         基本コード [	] 付加コード [         ] 付加コード [         ] 付加コード [	1 1		
29 備考			<b>,</b>		

4 4枚目(VSAT地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

					30 無線局の		※ 整理番号	1990年の1977年に民じ。
	人工衛星の名称					女帯		
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心	<b></b> 司波数	周波数帯幅	偏波面コード		補足事項
<u>31</u>								
波数								
周波数配列情報								
報								

5 5枚目(VSAT地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

U	OKI (VSMI	近郊/时亚〇《CRX III/从京 1/77-10 木 V / 2	11(三次元之 ) 分加土7次2647月	32 無線局の区別	※ 整理番号	
	人工衛星の名称					
	アップリンク/ ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数带	地球局の形態		配置エリア
<u>33</u>						
宇宙						
宙通信概念情報						
念情						
報						
	補足事項					

#### 1 1枚目

無線局事項書	泉局事項書及び工事設計書					※ 整理都	番号						
1 申請(届出)の区分 □□	開設 □ 変更 再免許	2 無線 別コー	局の種 ド		3 包括免許の 番号		4 欠格事	事由	□有□無	5	最大運用数		
6 開設、継続開設又		•		•		•		<u>8</u> 包i	括免許の年月日		•		
は変更を必要とする 理由								9 包括免許の有効期間					
7 氏 法人団体の別 コ				法人又は	団体			<u>10</u> 希望	望する包括免許の有効期	阴間			
申名	フリガナ コード [ ]												
請 又 □法人 □団体 姓	フリガナ			代表者 名 フリ	名 J <i>ガ</i> ナ						□ 免許の日 □ 日付指定:_ □ 免許の日かり		
出称	<u>13</u> 無線局の目的コード												
オ     住     お     お     お     ま<	村コード						<u>14</u> 通信の相手方						
等 郵 便 番 号 —		_	Ē	電話番号									
15 電波の型式並びに希望 する周波数の範囲及び空 中線電力													
	郵便	更番号	フリガナ									電話番号	
<u>16</u> 包括免許人の事務所	_		都道府』	県-市区町村コ <sup>、</sup> ]									
	無線設備の	の規格コード	,	定格出力		技術基準適合 発射可能な			の証明の有無 波数の範囲			技術基準適合証明の有	·無
<u>17</u> 工事設計			-									□有□無	
18 備考			•		•								

9 9 粉目

		<u>19</u> 無線局の区別		※ 整理番号				
20 最大運用数に係る計画等								

3 3枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局に制御され、又は監理される場合に限る。)

			<u>21</u> 無線局の区別	※ 整理番号	
22 外国の人工衛星の軌道又は位置					
23 通信の相手方となる人工衛星局 の使用可能期間					
24 人工衛星の位置、姿勢等の制御 を目的とする地球局に関する事項					
25 人工衛星局の通信の相手方であって陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項					
<u>26</u> 通信の制御に関する事項					
<u>27</u> 業務区域	基本コード [         基本コード [         基本コード [	] 付加コード [         ] 付加コード [         ] 付加コード [	1 1		
28 備考			•		

4 4枚目(VSAT地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

					29 無線局の		※ 整理番号	179到20147月 1773 日 (こ)は、3。
	人工衛星の名称					数帯		
	トランスポンダ番号	ビーム名	中心周波	数	周波数帯幅	偏波面コード		補足事項
<u>30</u>								
波数								
周波数配列情報								
報								
	_							

5 5枚目(VSAT地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

U	OKI (VSIII	近海/河亚 (C (C (X ) m / ) ( ) 分 10 木 0 / 2	1(二/光人二) 切用土水沙巴州(时)	31 無線局の区別	※ 整理番号	4夕野P世界(中)マン伽 口(CPA・シ。)
	人工衛星の名称					
	アップリンク/ ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態		配置エリア
<u>32</u>						
宇宙						
宙通信概念情報						
念情						
報						
						_
	補足事項					